

# 所定疾患施設療養費算定状況

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表します。

## 算定条件

- 1.所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合（肺炎の者又は尿路感染症の者については検査を実施した場に限る）に、1回に連続する10日を限度とし、月2回に限り算定する。
- 2.所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
- 3.所定疾患療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
  - イ 肺炎
  - ロ 尿路感染症
  - ハ 带状疱疹
  - ニ 蜂窩織炎の者
- 4.算定する場合にあつては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- 5.当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表にあつては、介護サービス状況の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

### 平成26年度の算定状況

診断名／年月		平成26年度											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
誤嚥性肺炎	人数	1	2	1	0	3	0	4	1	0	1	0	0
	治療日数	3	8	3	0	12	0	14	3	0	5	0	0
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尿路感染	人数	8	13	1	9	9	8	8	9	8	8	7	9
	治療日数	30	60	4	45	37	36	30	45	41	40	30	40

### 平成27年度の算定状況

診断名／年月		平成27年度											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
誤嚥性肺炎	人数	1	3	2	2	1	2	0	0	1	0	0	1
	治療日数	2	14	7	10	3	5	0	0	3	0	0	6
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尿路感染	人数	10	5	6	6	12	6	7	8	6	5	7	6
	治療日数	44	20	26	28	52	23	34	36	25	17	29	26

### 平成28年度の算定状況

診断名／年月		平成28年度											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
誤嚥性肺炎	人数	2	3	1	0	0	0	0	0	0	4	0	2
	治療日数	8	10	4	0	0	0	0	0	0	16	0	5
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尿路感染	人数	11	7	6	5	9	5	12	4	8	7	6	5
	治療日数	53	37	30	17	24	17	58	10	40	21	30	29

### 平成29年度の算定状況

診断名／年月		平成29年度											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
誤嚥性肺炎	人数	1	2	2	1	4	0	0	1	2	3	1	0
	治療日数	3	6	9	5	17	0	0	3	6	14	2	0
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尿路感染	人数	6	15	10	11	14	8	10	8	8	11	5	13
	治療日数	28	76	57	56	59	32	51	38	44	53	26	57

